

ChatGPT タスクフォースによる作業報告書

23 May 2024

目次

免責事項	3
1 背景	4
2 現在進行中の調査	5
3 予備的見解	6
3.1 合法性	6
3.1.1 トレーニングデータの収集、データの事前処理、トレーニング	6
3.1.2 ChatGPT の入力、出力、トレーニング	7
3.2 公平性	8
3.3 透明性と情報義務	8
3.4 データの正確性	9
3.5 データ主体者の権利	9
4 附属書（アンケート用紙）	10

免責事項

この文書に示された見解は、米国を拠点とする企業 OpenAI OpCo, LLC が提供するサービス ChatGPT に関する調査に対応するため、ChatGPT タスクフォースのメンバーが調整した結果である。これらは、監督当局の調査範囲に含まれる事項に関する GDPR の認可規定の解釈において、監督当局が合意した共通項を反映したものである。本文書に示された見解は、監督当局が各調査においてそれぞれ行わなければならない分析を予断するものではない。特に、調査の状況は時間の経過とともに変化する可能性があることを考慮しなければならない。

1 背景

1. 近年、様々な分野で利用される大規模な言語モデル（以下、「LLM」）が数多く登場している。¹これらのモデルは公衆に大きな利益をもたらすが、LLM に関連する処理業務は GDPR を遵守しなければならない。LLM は、個人データを含む膨大な量のデータを用いてトレーニングされ、強化されることに留意しなければならない。
2. 最も人気があり、広く知られている LLM には、「GPT」カテゴリーに属するものがある。² ChatGPT サービスを通じて 2022 年 11 月 30 日に開始された最初の消費者向けモデルであるため。複数の監督当局（以下、「SA」）が、ChatGPT サービスの文脈で実施された処理操作の管理者として、OpenAI OpCo, LLC（以下、「OpenAI」）に対し、GDPR 第 58 条(1)(a)および(b)に基づくデータ保護調査を開始した。³
3. 2024 年 2 月 15 日まで、OpenAI は欧州連合内に事業所を有していなかった。⁴GDPR の One-Stop-Shop（以下「OSS」）メカニズムに基づく協力手続きが適用されない限り、欧州データ保護委員会（以下「EDPB」）は 2023 年 4 月 13 日、ChatGPT の文脈における個人データの処理に関する強制措置の可能性について、協力を促進し、情報を交換するためのタスクフォース（以下「ChatGPT TF」、ChatGPT TF に参加する SA を以下「TF メンバー」）を設置することを決定した。OSS が適用されないため、特に国内案件の調整が必要であった。
4. 2024 年 1 月 16 日の EDPB 総会において、タスクフォースのマנדートが決定され、ChatGPT TF の中間結果をまとめた報告書が発表された。このマנדートによると、タスクフォースは以下のことを行う：
 - ChatGPT に関する OpenAI とのエンゲージメントや実施中のエンフォースメント活動について、SA 間で情報交換を行う。
 - ChatGPT の実施活動に関する SA による対外コミュニケーションの調整を促進する。
 - SA による ChatGPT に関するさまざまな強制措置の中で、共通のアプローチが必要とされる問題のリストを速やかに特定する。

¹ 大規模言語モデル（LLM）は、膨大なデータを使って事前学習された深層学習モデル（機械学習モデルのサブセット）である。これらの膨大なデータセットを分析することで、LLM は確率関係を学習し、1 つまたは複数の言語の文法と構文に習熟することができる。LLM は首尾一貫した、文脈に関連した言語を生成する。簡単に言えば、LLM は人間のような首尾一貫したテキストを生成することで、人間の言語に対応する。OpenAI の GPT モデルのような最近の LLM のほとんどは、トランスフォーマーモデルと呼ばれるニューラルネットワークアーキテクチャに基づいている。

² GPT システムは、EU 人工知能法（採択されたが、2024 年 5 月 23 日時点ではまだ正式発表されていない）第 3 条（63）の定義に従った汎用 AI モデルである。

³ SA の調査は、バージョン GTP 3.5 から GTP 4.0 を対象とした。

⁴ 2023 年 12 月 15 日版、2024 年 2 月 15 日までに発効する OpenAI の「欧州プライバシーポリシー」によると、これは OpenAI Ireland Limited である。

5. 調査の機密性を考慮し、本報告書では、透明性、公平性、データの正確性、データ主体の権利に関する情報を提供するための追加資料として、一般に公開されている情報を参照した。
6. 2024 年から 2027 年にかけての EDPB の優先事項にすでに概説されているように、GDPR の適用と他の EU 法、特に EU 人工知能法との相互作用についてさらなるガイダンスを提供していただきは、重要な意味を持つ。⁵
7. しかしながら、GDPR 第 5 条 2 項および第 24 条に規定された説明責任の原則に則り、LLM の文脈で個人データを処理する管理者は、GDPR の要求事項の完全な遵守を確保するために必要なあらゆる措置を講じなければならない。⁶特に、GDPR 第 25 条第 1 項に規定された設計によるデータ保護の原則は、処理手段の決定時および処理自体の時点で考慮されなければならないことを考慮すると、技術的不可能性を理由にこれらの要求事項の不遵守を正当化することはできない。

2 現在進行中の調査

8. OpenAI は、2024 年 2 月 15 日以降、欧州連合内に単一の施設を有することが判明した。⁷その結果、2024 年 2 月 15 日以降、OSS の枠組みは OpenAI が実施する「国境を越えた処理」に適用され、GDPR 第 56 条の意味におけるリード SA は、必要に応じて是正権限を行使する責任を負う。ただし、これは、2024 年 2 月 15 日までに実施された処理業務を対象とし、非継続的または非継続的な性質の違反の可能性に関わる、それぞれの SA による進行中の調査を妨げるものではない。⁸この点に関して、これらの国内調査は引き続きこの TF 内で調整される。
9. 報告期間中、ChatGPT TF のセッションが数回開催された。活動の一環として、共通の質問項目（以下「質問項目」）が作成され、本報告書に附属書として添付された。いくつかの SA は、OpenAI との意見交換の出発点としてこの質問票を使用した。質問票の作成は、調査への協調的なアプローチを促進することを目的としている。
10. 2024 年 2 月 15 日以前のバージョンのプライバシーポリシーは、それぞれの SA の調査範囲内である。なお、OpenAI は 2023 年 12 月 15 日に「EEA プライバシーポリシー」を更新し、2024 年 2 月 15 日までに有効とした。⁹

⁵https://www.edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/strategy-work-programme/edpb-strategy_2024-2027_ja（最終アクセス日：2024 年 5 月 23 日）。

⁶ 説明責任の原則については、本報告書のパラ 19 を参照のこと。

⁷ 管理者または処理者の主管庁の特定に関する EDPB ガイドライン 8/2022 V 2.1 に従い、関連する主管庁は管理者の見解に拘束されず、必要に応じて単一または主管庁の決定に疑問を呈することができることに留意しなければならない。

⁸ 継続的または継続的な性質の違反の可能性については、主要または単一事業所の設立、または第三国から EEA への移転（当初は協力せずに開始された手続きにおいて）手続きの途中で、管理者は OSS の恩恵を受けることができ、すべての係属中の手続きは、事業所が所在する加盟国の SA に移管されるべきである。2019 年 7 月 9 日に採択された、主たる事業所または単一の事業所に関する状況変更の場合の監督当局の権限に関する EDPB 意見 8/2019、パラ 16、30-32 を参照のこと。

⁹<https://openai.com/policies/eu-privacy-policy/>（最終アクセス日：2024 年 5 月 23 日）。

11. さらに、OpenAI は、イタリアでの ChatGPT サービスに関して一時的な禁止を命じたイタリアの SA による緊急決定と、その後の 2023 年 4 月 11 日に採択された一時的な制限を解除する決定を遵守するために、特に一連の措置をすでに実施していることに留意する必要がある。¹⁰

3 予備的見解

12. 各 SA が実施した調査は現在進行中であり（¹¹）、まだ結果の全容を記述していただくにはできない。したがって、本レポートにおける考察は、調査の特定の側面に関する予備的見解とみなされる。

3.1 合法性

13. 一般的に、個人データの各処理は、第 6 条 1 項に規定された条件の少なくとも 1 つ、および該当する場合は GDPR 第 9 条 2 項に規定された追加要件を満たさなければならない。¹²
14. 適法性をアセスメントする際には、個人データの処理の段階を区別することが有用である。¹³本コンテキストでは、i) トレーニングデータの収集（ウェブスクレイピングデータの使用やデータセットの再利用を含む）、¹⁴ ii) データの事前学習（フィルタリングを含む）、iii) トレーニング、iv) プロンプトと ChatGPT 出力、および v) プロンプトを使用した ChatGPT のトレーニングに分類できる。

3.1.1 トレーニングデータの収集、データの事前処理、トレーニング

15. 最初の 3 段階は、自然人の基本的権利と自由に対する特有のリスクを伴う。なぜなら、"ウェブスクレイピング"は、インターネット上の様々な公開情報源（ウェブサイトなど）から特定の情報を自動的に収集・抽出し、ChatGPT のトレーニング目的に使用することを可能にするからである。¹⁵このような情報には、データ主体の個人生活の様々な側面を含む個人データが含まれることがある。ソースによっては、スクレイピングされたデータは、GDPR 第 9 条 1 項の意味における特別カテゴリーの個人データを含むこともある。

¹⁰<https://www.gdpd.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/9874702#english>（最終アクセス日：2024 年 5 月 23 日）。

¹¹ 本レポートのパラ 8 で述べたとおりである。

¹² 2023 年 12 月 21 日付司法裁判所判決、C-667/21 (*Medizinischer Dienst*)、パラ 79。

¹³ 個人データの異なる処理段階については、2019 年 7 月 29 日付司法裁判所判決、C-40/17 (*ファッション ID*)、パラ 70 を参照のこと。

¹⁴ 本報告書では、「ウェブ・スクレイピング」という言葉は、ウェブ・スクレイピングとウェブ・クローリングの技術的定義の両方をカバーする。

¹⁵ 本レポートの目的上、事業者が個人データを自らスクレイピングするか、第三者から「スクレイピングされた個人データ」を取得するかという違いはない。

16. ウェブスクレイピングに関して、OpenAI は法的根拠として GDPR 第 6 条(1)(f)を持ち出した。¹⁶¹⁷ i) 正当な利益の存在、ii) 個人データが処理される目的との関連において適切かつ関連性があり、必要なものに限定されるべきであるという処理の必要性、iii) 利益の均衡。一方ではデータ主体の基本的権利と自由、他方ではデータ管理者の正当な利益を慎重に評価し、バランスを取らなければならない。¹⁸このアセスメントにおいては、データ主体の合理的な期待を考慮すべきである。¹⁹
17. 旧第 29 条作業部会がすでに述べているように、適切な保護措置はデータ主体への不当な影響を軽減する上で特別な役割を果たすため、管理者に有利なバランステストに変更することができる。²⁰適法性のアセスメントはまだ調査中であるが、そのような保護措置は特に技術的措置であり、正確な収集基準を定義し、特定のデータカテゴリーが収集されないようにするか、または特定の情報源（公的ソーシャルメディアのプロフィールなど）がデータ収集から除外されるようにすることができる。さらに、トレーニング段階の前に、ウェブスクレイピングによって収集された個人データを削除または匿名化する措置を講じるべきである。
18. 特別カテゴリーの個人データの処理に関しては、処理が合法であるためには、第 9 条 2 項の例外のいずれかが追加的に適用されなければならない。原則として、これらの例外の 1 つは GDPR 第 9 条 2 項 (e) である。しかし、個人データが公にアクセス可能であるというだけでは、「データ主体がそのようなデータを明白に公にした」ということにはならない。GDPR 第 9 条(2)(e)に規定された例外に依拠するためには、データ主体が当該個人データを一般公衆にアクセス可能にすることを明示的かつ明確な肯定的行為によって意図していたかどうかを確認することが重要である。²¹
19. ウェブスクレイピングによって大量の個人データが収集される現在の状況では、各データセットをケースバイケースで検討することはほとんど不可能である。しかし、前述の保護措置は GDPR の要件を満たすことに貢献できる。例えば、GDPR 第 9 条 1 項に該当するデータカテゴリーをフィルタリングすることが挙げられる。フィルタリングは、データ収集（例えば、収集するデータの基準の選択）とデータ収集直後（データの削除）の両方に適用されるべきである。GDPR 第 5 条 2 項および第 24 条に従い、そのような措置の有効性を証明する責任は、管理者である OpenAI にある。²²

3.1.2 ChatGPT の入力、出力、トレーニング

20. 次の段階は、ChatGPT の入力 ("プロンプト"を含む)、出力、トレーニングである。

¹⁶ <https://help.openai.com/en/articles/7842364-how-chatgpt-and-our-language-models-are-developed>（最終アクセス日：2024 年 5 月 23 日）。

¹⁷ 2023 年 7 月 4 日、C-252/21（ドイツ連邦裁判所）判決、パラ 106。

¹⁸ ビデオ機器による個人データの処理に関する EDPB ガイドライン 3/2019 V2.0、2020 年 1 月 29 日採択、パラ 17-40。

¹⁹ GDPR のリサイクル 47 である。

²⁰ 第 29 条作業部会、指令 95/46/EC 第 7 条に基づくデータ管理者の正当な利益の概念に関する意見 06/2014、WP 217、844/14/EN、31 ページおよび 42 ページ。

²¹ 2023 年 7 月 4 日、C-252/21（ドイツ連邦裁判所）判決、パラ 77。

²² 2023 年 12 月 14 日付司法裁判所判決、C-340/21 (VB)、パラ 55。

21. プロンプトとは、ChatGPTのようなLLMと対話する際のデータ主体からの入力、ファイルのアップロード、ChatGPTのデータ出力²³（応答）の品質に関するユーザーのフィードバックを指す。OpenAIはこれを「コンテンツ」と認定し、モデルのトレーニングと改善のためにこの情報を使用することを公言している。この文脈では、GDPR第6条1項(f)が法的根拠として持ち出される。²⁴OpenAIは、トレーニング目的での「コンテンツ」の使用をオプトアウトするオプションを提供している。
22. データ主体は、いかなる場合においても、そのような「コンテンツ」がトレーニング目的に使用される可能性があることを明確かつ実証的に通知されるべきである。この事情は、GDPR第6条1項(f)に従った利益の衡量の文脈において考慮されるべき要素である。²⁵

3.2 公平性

23. GDPR第5条(1)(a)に基づく公平性の原則は、個人データがデータ主体にとって不当に不利益であったり、違法に差別的であったり、予想外であったり、誤解を招くような方法で処理されるべきではないという包括的な原則であることを忘れてはならない。²⁶公平性の重要な側面は、リスク移転があってはならないということであり、つまり、管理者はエンタープライズにおけるリスクをデータ主体に移転すべきではないということである。²⁷
24. ChatGPTに関しては、GDPRの遵守を保証する責任をデータ主体に転嫁すべきではないことを意味する。例えば、データ主体がチャットの入力に責任を持つという条項を利用規約の中に入れるなどである。
25. むしろ、ChatGPTが一般に公開された場合、遅かれ早かれ個人が個人データを入力することを想定すべきである。それらの入力データがデータモデルの一部となり、例えば特定の質問をした人と共有されたとしても、OpenAIにはGDPRを遵守する責任があり、特定の個人データの入力がそもそも禁止されていたと主張すべきではない。
26. OpenAIはすでに、これらの問題に対処するための対策を提示している。²⁸しかし、これらの対策の審査は、現時点では調査中であることを忘れてはならない。

3.3 透明性と情報義務

27. ウェブサイトなどの一般にアクセス可能なソースから個人データをウェブスクレイピングする場合、GDPR第14条の要件が適用される。大量のデータがウェブスクレイピングによって収集されることを考慮すると、通常、各データ主体にその状況を通知することは現実的ではないし、可能でもない。したが

²³ データ出力とデータ精度の原則については、本報告書のパラ29からパラ31を参照のこと。

²⁴ OpenAIの「欧州プライバシーポリシー」、2023年12月15日版、2024年2月15日までに発効、パラ2および8。

²⁵ TFメンバーは、本報告書のパラ16にある利害のバランスに関する考察を参照した。²⁶

²⁶EDPBガイドライン4/2019 on Article 25 Data Protection by Design and by Default Version 2.0, adopted October 20 2020, para 69.

²⁷ 第25条データ保護に関するEDPBガイドライン4/2019バージョン2.0、2020年10月20日採択、パラ70。

²⁸GPT-4技術報告、2023年12月、第6章、arXiv:2303.08774v4、Ouyang et al: "Training language models to follow instruction with human feedback", 2022年3月、arXiv:2203.0215v1。

って、GDPR 第 14 条(5)(b)に基づく免除は、この規定のすべての要件が完全に満たされている限り、適用される可能性がある。²⁹

28. これとは逆に、ChatGPT と直接対話しながら個人データを収集する場合は、GDPR 第 13 条の要件が適用される。この文脈では、前述の「コンテンツ」（ユーザー入力）がトレーニング目的で使用される可能性があることをデータ主体に知らせることが特に重要である。

3.4 データの正確性

29. GDPR 第 5 条(1)(d)に基づくデータの正確性の原則に関連して、入力データと出力データの違いを明確にすべきである。インプットデータは、例えばウェブスクレイピングによって収集されたデータか、ChatGPT 使用時にデータ主体によって提供された「コンテンツ」（「プロンプト」など）のいずれかを包含する。³⁰アウトプットデータには、ChatGPT とのインタラクションに続くアウトプットが含まれる。
30. データ処理の目的は ChatGPT をトレーニングすることであり、必ずしも事実上正確な情報を提供してくださいではないことに注意しなければならない。実のところ、システムの確率的性質により、現在の学習アプローチは、バイアスやでっち上げの出力を生成する可能性のあるモデルにつながる。加えて、ChatGPT がプロバイダとして提供する出力は、実際の正確さにかかわらず、個人に関する情報を含め、エンド・ユーザーに事実上正確なものとして受け取られる可能性が高い。いずれにせよ、データの正確性の原則は遵守されなければならない。³¹
31. GDPR 第 5 条(1)(a)に従った透明性の原則に沿って、確率的出力作成メカニズムおよびその限定された信頼性のレベルに関する適切な情報が管理者によって提供されることが重要である。透明性の原則を遵守するために取られた措置は、ChatGPT の出力の誤解を避けるために有益であるが、上記のように、データの正確性の原則を遵守するには十分ではない。

3.5 データ主体者の権利

32. GDPR は、データ主体が個人データにアクセスし、その処理方法を知らされる権利、個人データの削除、修正、特定の条件下でのサードパーティへの送信、データ主体のデータ処理の制限、SA への苦情の申し立てなどの一連の権利を定義している。

²⁹ GDPR 第 14 条(5)(b)の要件に関するさらなるガイダンスについては、EDPB によって承認された第 29 条作業部会、規則 2016/679 に基づく透明性に関するガイドライン、WP260 rev.01 を参照のこと。

³⁰ 内容」については、本レポートのパラ 21 を参照のこと。

³¹ 2019 年 1 月 16 日の司法裁判所の判決、C-496/17 (*Deutsche Post AG*)、パラ 57 によると、個人データのすべての処理は、GDPR 第 5 条に規定されたデータの質に関する原則に従わなければならない。

33. 管理者としての OpenAI は、プライバシー・ポリシー（ヨーロッパ版）において、これらの権利の行使方法に関する情報を提供している。³²複雑な処理状況とデータ主体が介入できる事実上の制限を考慮すると、データ主体が簡単にアクセスできる方法で権利を行使できることが不可欠である。³³
34. この文脈において、OpenAI は電子メールによる連絡の可能性を提示し、データ主体の権利の一部はアカウント設定を通じて行使することができる。GDPR 第 12 条第 2 項および GDPR 第 59 項に従い、データ管理者は、前述のデータ主体の権利行使を容易にするために提供される方法の改善を継続するものとする³⁴。特に、少なくとも当面の間、ChatGPT の技術的な複雑さにより訂正が不可能な場合、OpenAI はユーザーに訂正から消去への移行を提案している。³⁵
35. すでに述べたように、³⁶ GDPR 第 25 条 1 項に従い、データ管理者は、処理の手段を決定する時点および処理そのものを行う時点の両方において、GDPR の要件を満たし、データ主体の権利を保護するために、データ保護原則を効果的な方法で実施し、必要な保護措置を処理に統合するように設計された適切な措置を実施するものとする。³⁷。

4 附属書（アンケート用紙）

36. 以下の質問項目は ChatGPT TF の中で作成されたもので、一般に公開されている。SA は独立した組織であり、各 SA は自由に質問票を修正したり、質問を追加したりすることができる。さらに、使用される公式言語によって、質問に違いが生じる可能性もある。

I. 概要

- a) あなたの ChatGPT ソフトウェア・インフラに関する一般的で短い説明をプロバイダしてください。
- b) OpenAI の連絡先をプロバイダで教えてください。これは、必要なときに（[redacted]経由ではなく）あなたに直接連絡できるようにするためです。
- c) データ保護責任者（以下「DPO」という）の連絡先を記入してください。

DPO を指定していない場合は、その理由を説明してください。この文脈において、ChatGPT ソフトウェア・インフラで行われる個人データ処理に GDPR 第 37 条 1 項の条件が適用されない理由を詳しく説明してください。

³² OpenAI の "Europe privacy policy", Version 15 December 2023, effective by 15 February 2024, para 6, および OpenAI の "Privacy policy", Version June 2023, para 4.

³³ データ主体の権利に関する EDPB ガイドライン 01/2022-アクセス権 V2.0、2023 年 3 月 28 日採択、パラ 139-142。

³⁴ これらのデータ主体の権利の制限は、GDPR に規定された条件下でのみ許されることを忘れてはならない。

³⁵ OpenAI の「欧州プライバシーポリシー」、バージョン 2023 年 12 月 15 日、2024 年 2 月 15 日までに発効 パラ 6。

³⁶ 本報告書第 7 章

³⁷ このトピックの詳細については、2020 年 10 月 20 日に採択された EDPB ガイドライン 4/2019 on Article 25 Data Protection by Design and by Default Version 2.0 を参照のこと。

- d) GDPR 第 30 条(4)に沿って、処理活動の記録のコピーを提供してください。この記録は、このデータ保護監査の対象となる製品、正確には ChatGPT ソフトウェア・インフラストラクチャに関する個人データの処理に限定することができます。

いずれにせよ、処理活動の記録に基づいて、どのカテゴリの個人データが ChatGPT ソフトウェアの文脈でどのような目的のために処理されているかが、[挿入]データ保護認可機関にとって明確でなければなりません。さらに、GDPR 第 9 条に従った特別カテゴリの個人データ、および GDPR 第 10 条に従った前科および犯罪に関する個人データが処理されるかどうか、およびどのカテゴリが処理されるかを明確にしなければなりません。

- e) GDPR 第 33 条 5 項に従い、個人データ漏えいに関する文書のコピーを提出してください。

II. 個人データの処理に関する原則

- a) GDPR 第 5 条 1 項に基づく個人データの処理に関する原則をどのように遵守していますか、一般的な方法で説明してください。

例えばデータ保護管理システム (DPMS) を導入していますか、定期的な内部監査および／または外部監査を実施していますか、該当する場合、指定された DPO はすべてのデータ保護事項に関与していますか。該当する場合、補足資料を提出してください。

回答では、ユーザー（「ChatGPT サービス」にサインアップしている個人）に関する個人データの処理と、第三者から収集した個人データの処理（例えば、インターネットから、ウェブスクレイピングを介して、アルゴリズムのフィードとトレーニングのために）を区別してください。

- b) GDPR 第 5 条(1)(b)に沿って、ChatGPT ソフトウェア・インフラストラクチャの文脈で個人データを処理するさまざまな目的を説明してください。

回答にあたっては、どのデータカテゴリをどのような目的で処理するのか、正確に記入してください。

処理の目的に関する正確な記述が、処理活動の記録（この手紙の質問 I. a)を参照）の中ですでにある場合は、その記録のどこにその記述があるかを記述してください。

- c) GDPR 第 5 条(1)(c)に従い、個人データの処理を目的に必要なものに限定する方法を記述してください。

- d) GDPR 第 5 条(1)(d)に基づき、ChatGPT ソフトウェア・インフラで使用・生成される個人データの正確性について、どのように対処していますか。

特に、言語モデルのトレーニング、テスト、検証プロセスで使用する個人データの精度をどのように測定していますか。

この観点から、モデルのトレーニングデータ、テストデータ、検証データ、およびモデル出力の両方について、データ精度の測定とアセスメントプロセスについて説明した文書をプロバイダに提供してください。

- e) GDPR 第 5 条(1)(e)に従い、個人データの保存期間を記載すること。該当する場合は、保存ポリシーのコピーを提供してください。

回答では、ChatGPT ソフトウェア・インフラに関連する異なるデータ・カテゴリーを区別してください。

異なるカテゴリーに関する消去の期限が、貴社の処理活動の記録（本レターの質問 I. a)を参照）にすでに記載されている場合は、その記録のどこに記載されているかを記述してください。

- f) GDPR 第 5 条 1 項(f)及び第 32 条に基づき、ChatGPT ソフトウェア・インフラストラクチャの文脈で処理される個人データの適切なセキュリティを確保するために、どのような技術的及び組織的措置が実施されているか説明してください。

III. データ保護影響アセスメント (DPIA) とリスクマネジメント

- a) ChatGPT ソフトウェア・インフラにおけるユーザーやサードパーティに関する個人データ処理について、GDPR 第 35 条に基づく DPIA を実施しましたか？

もしそうであれば、DPIA の完全なコピーと、DPIA がいつ実施されたかという情報を提供してください。

そうでない場合、ChatGPT ソフトウェア・インフラで行われる個人データ処理に GDPR 第 35 条(1)および(3)の条件が適用されない理由を詳しく説明してください。

- b) 該当する場合、GDPR 第 35 条 2 項に従って DPIA を実施する際、貴社の指定 DPO が関与しましたか。

その場合、証拠（例えば、DPIA に関する DPO の声明書のコピーなど）を提出してください。

そうでない場合は、その理由を詳しく説明してください。

- c) DPIA を実施する際に特定されたリスクを排除または適切に軽減できましたか。

証拠となる書類（リスク分析のコピーなど）を提出してください。

識別されたリスクを排除または適切に軽減するために取られた措置の正確な記述が DPIA の一部である場合、DPIA のどこにその記述があるかを記述してください。

- d) GDPR 第 24 条 1 項末文に基づき、DPIA の定期的な見直しについて、どのような期限を設定していますか。

- e) ChatGPTソフトウェア・インフラストラクチャを使用するための年齢制限は何歳までか。また、この年齢制限未満のデータ主体（ユーザー）がこれらのサービスを使用しないことをどのように保証していますか。

IV. 処理の合法性

- a) ChatGPTソフトウェア・インフラストラクチャのトレーニング、テスト、検証のために、どのような異なるソースから個人データが収集され、使用されるか説明してください。

トレーニングのすべての異なる段階について、また個人による使用を通じてのインプットとアウトプットについて、この情報を提供してください。

- b) GDPR 第 6 条 1 項に従い、ChatGPT ソフトウェアインフラにおける個人データ処理の法的根拠（該当する場合は、GDPR 第 9 条 2 項による例外）を説明してください。

回答にあたっては、特に、収集された非ユーザー（サードパーティ）の個人データの処理とは対照的に、プロバイダの個人データの処理について、正確を期し、それぞれの異なる処理操作の法的根拠を示してください。

また、チャットボットとのコミュニケーションを通じてユーザーから伝達された個人データが、OpenAI によって AI システムのトレーニングやその他の目的のために使用されるかどうか、またその場合、適用される法的根拠は何か、どの程度まで使用されるかについても明記してください。

- c) 該当する場合、以下の詳細情報を提供し、それぞれの処理業務を区別してください：

i) 法的根拠が GDPR 第 6 条 1 項（および場合によっては第 9 条 2 項(a)に基づく例外）に基づく同意である場合、同意がどのように取得され、特に GDPR 第 7 条に関する同意の条件がどのように遵守されているかを説明してください。

ii) 法的根拠が GDPR 第 6 条(1)(b)に基づく契約履行の必要性である場合、どの当事者間でどのような内容の契約が締結されたのか、また、当該契約履行のために個人データの処理が必要である理由を記述してください。

さらに、法的根拠が GDPR 第 6 条(1)(b)に従った契約履行の必要性である場合、特別カテゴリーの個人データが処理される際に GDPR 第 9 条(2)のどの例外に追加的に依拠するのかを説明してください。

iii) 法的根拠が GDPR 第 6 条(1)(f)に従った正当な利益である場合は、実施した利益のバランスに関する詳細な情報、特にそのような利益がデータ主体の利益によって優先されないと結論付けた理由を提供してください。

さらに、法的根拠が GDPR 第 6 条(1)(f)に基づく正当な利益である場合、特別カテゴリーの個人データが処理される際に GDPR 第 9 条(2)のどの根拠が追加的に依拠されるかを説明してください。

iv) 上記のいずれの法的根拠にも依拠しない場合は、別の法的根拠が適用される理由を説明してください。

- d) データ主体（利用者）が電子メールアドレスに加えて電話番号を入力しなければならない理由を説明してください。

さらに、どのような法的根拠に基づいて、どのような目的で電話番号が使用されますか、また、電話番号はいつまで OpenAI によって保存されますか、説明してください。

- e) GDPR 第 6 条 4 項に基づき、個人データが収集された目的以外の目的のための処理（「追加処理」）は行われますか？

その場合は、GDPR 第 6 条 4 項に基づき、どのカテゴリーに該当するかを説明し、計算可能性テストのコピーを提供してください。

V. データ主体の権利と透明性

- a) GDPR 第 13 条および第 14 条に基づき必要とされる情報が、いつ、どのようにデータ主体に提供されるか説明してください。

現在貴社のウェブサイトで公表されているプライバシー・ポリシーに照らして、第 14 条に従って要求される情報が、いつ、どのようにプロバイダ以外（例えば、依拠するアルゴリズムをトレーニングするためにデータを収集する第三者）に提供されますか、具体的に説明してください。

スクリーンショット（例えば、データ・主体に情報が提供されるウェブサイトの部分）と最新のプライバシー・ポリシーのコピーを提供してください。

- b) GDPR 第 15 条から第 22 条に基づき、データ主体の権利の遵守をどのように確保していますか説明してください。

該当する場合は、根拠となる書類を提出してください（例えば、データ主体からの要請の処理に特化した社内方針のコピーなど）。

- c) 特に GDPR 第 17 条に関して、消去権（「忘れられる権利」）の遵守がどのように確保されているのか説明してください。

- d) 特に GDPR 第 21 条に関して、正当な利益に基づく個人データの処理に反対するユーザーの要求にどのように対応していますか？

- e) 特に GDPR 第 22 条に関して、プロファイリングを含む自動化された個人の意思決定が行われていますか？

その場合、GDPR 第 22 条への準拠がどのように確保されているのか説明してください。

- f) ChatGPTソフトウェアのインフラストラクチャの利用者に対して、言語モデルの機能と制限、言語モデルサービスによる個人データの処理に関する情報を提供していますか？もしそうなら、どのようにしていますか？

VI. 個人データの第三国または国際機関への移転

- a) ChatGPTソフトウェア・インフラをホストし、提供するために使用するデータセンターのリストを提供してください（例えば、これらのサービスに関連する個人データを処理するため）。

個人データの保管または処理場所が何らかの基準に依存している場合は、その基準を記述してください。

- b) GDPR 第 44 条に基づき、[国を挿入]のユーザーから第三国（欧州連合外）への個人データの移転は行われていますか？

- c) もしそうなら、そのような移転のためにどの文書（GDPR 第 45 条、第 46 条、および/または第 49 条）に依拠していますか？

それぞれの手段を選択した理由と、GDPR 第 44 条の要件（GDPR が保証する自然人の保護レベルが損なわれないこと）の遵守がどのように確保されるかを詳しく説明してください。

証拠となる文書（例えば、該当する場合、GDPR 第 46 条(2)(c)に従い締結された標準データ保護条項のコピー）を提出してください。この文脈で、個人データ保護の EU レベルへの準拠を確保するための移転ツールを補完する措置に関する EDPB の勧告 01/2020 に示された勧告に従っているかどうか、またどのように従っているかを説明してください。

VII. 個人データの第三者への開示について

- a) ChatGPT ソフトウェア・インフラにおける個人データの処理について、GDPR 第 4 条(7)に従った唯一の管理者は OpenAI ですか？

その場合、ChatGPT ソフトウェア・インフラストラクチャーに関連する個人データの処理に関して、他の当事者（例えば、他の会社）が目的と手段を決定しないことは、どのようにして保証されますか？

そうでない場合、GDPR 第 26 条に基づく他の（共同）管理者は誰か。この場合、GDPR 第 26 条後段に従った取り決めのコピーを提出してください。

- b) ChatGPT ソフトウェア・インフラストラクチャーにおける個人データの処理について、GDPR 第 28 条に基づく処理者がいますか。

その場合は、GDPR 第 28 条 2 項に基づき、契約書のコピーを提出してください。

- c) ChatGPTソフトウェア・インフラストラクチャの文脈で処理された個人データは、どの第三者に開示されますか（例えば、OpenAI によって生成され提供された個人データを独自の目

的で処理する新たなプロバイダ)、また GDPR 第 6 条第 1 項および/または第 9 条第 2 項に基づく例外として、どのような法的根拠に基づいて開示されますか？

- d) ポイント VII の質問に答える際、ChatGPT ソフトウェア・インフラストラクチャーを、検索エンジン（に限らない）のような他の製品に統合することも考慮してください。